

---

## 福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱

### （設置の目的）

第1条 福岡県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）は、介護保険の円滑な実施を図り、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、高齢者の保健・福祉をめぐる情勢の変化を踏まえ、福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、広域連合長の諮問に応じ、事業計画に関し基本的事項並びにその他重要事項について調査・審議を行う。

### （委員の構成）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- （1）有識者
- （2）保健・福祉・医療関係者の代表
- （3）被保険者の代表
- （4）その他、広域連合長が必要と認める者

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、事業計画の策定が終了するまでとする。ただし、関係機関の役職等をもって任命された者にあつては、その職にある任期までとし、後任者の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### （会長・副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集し議長となる。

---

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、広域連合総務課企画電算係において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。